

東北文教大学学則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 東北文教大学（以下「本学」という。）は、教育基本法および学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、「敬・愛・信」の建学の精神にのっとり人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成を目的とする。
- 2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 3 本学の設置する各学部学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

(位 置)

- 第2条 本学を山形県山形市大字片谷地字谷地515番地に置く。

(自己評価等)

- 第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検および評価結果ならびに本学職員以外の者による検証に関する事項は別に定める。

第2章 組 織

(学部等)

- 第4条 本学において設置する学部および学科ならびにその学生定員は、次のとおりとする。

人間科学部 子ども教育学科

入学定員90人 3年次編入学定員10人 収容定員380人

(図書館)

- 第5条 本学に図書館を置く。
- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教職員組織

(教職員組織)

- 第6条 本学に、学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。
- 2 学長は本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 3 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。
 - 4 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 5 学科長は、当該学部長の指揮を受けて当該学科に関する校務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 6 教授、准教授、講師及び助教は、教育・研究に従事し、学生の指導に当たり、学部・学科の管理運営に参画する。
 - 7 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
 - 8 その他、教職員組織に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会

(教授会)

- 第7条 本学に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
 - 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

- 第8条 教授会は、教授、准教授、講師、助教その他学長が必要と認める者をもって組織する。

(教授会の招集等)

- 第9条 学長は、教授会を招集しその議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。
- 2 学長は、教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日から60日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の成立要件)

- 第10条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(運営規程への委任)

第11条 この章に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期および休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 開学記念日

2 夏期、冬期および春期休業に関しては、別に定める。

3 前二項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、また休業日を変更することができる。

第6章 学部通則

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、8年（再入学、編入学または転入学の場合は、それぞれの規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数）を超えて在学することはできない。

第7章 入学、再入学、編入学および転入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし再入学、編入学および転入学の場合は、学期の始めとすることがある。

(入学資格)

第18条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続き)

第19条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに保証人連署による誓約書を添えて、所定の入学手続きをとらなければならない。

- 2 前項の入学の手続きを完了した者に、教授会の審議を経て、学長が入学を許可する。

(保証人)

第22条 前条の保証人は、学生の保護者またはこれに代わる者で、当該学生について在学中の一切の責任を負うものとする。

- 2 保証人を変更したとき、または保証人が転居したときは、直ちに届出なければならない。

(再入学)

第23条 願いにより本学を退学した者または第46条の規定により除籍された者が、退学または除籍後5年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者で既に履修した授業科目、単位数の取り扱いおよび在学すべき年数については、教授会の審議を経て、学長が決定する。
- 3 再入学の場合の入学検定料およびその他必要な手続きは、別に定める。

(編入学および転入学)

第24条 本学に編入学および転入学を希望する者については、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 前項により入学できる者の資格、既に履修した授業科目、単位数の取り扱いおよび在学すべき年数については、別に定める。

3 編入学および転入学の場合の入学検定料およびその他の必要な手続きは、別に定める。

第8章 教育課程および履修方法

(授業科目およびその単位数)

第25条 開設する科目およびその単位数は別表第1のとおりとする。

(授業の期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験などを含め、35週にわたることを原則とする。

(履修の方法)

第27条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習または実技のいずれか、またはこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業において、メディアを利用して行うことがある。

(履修すべき科目の登録)

第28条 学生は、毎学年度の当初に当該学年において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することまたは単位取得することはできない。

3 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限については別に定める。

(単位の認定)

第29条 履修した授業科目の単位の認定は、試験、論文または研究報告その他これらに準ずる方法(以下「試験等」という)により行う。

(他の大学等または短期大学における授業科目の履修等)

第30条 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で教授会の審議を経て、学長は本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長は単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条第1項および第2項と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前における既修得単位の認定)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、教授会の審議を経て、学長は入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長は単位を与えることができる。

3 前2項の単位数は、編入学または転入学の場合を除き、本学において修得した単位数以外のものについては、第30条第1項および第2項ならびに前条第1項により修得したものとみなす単位数を合わせて60単位を超えないものとする。

(試験)

第33条 試験の時期は、原則として学期末または学年末とする。

(学習の評価)

第34条 試験等の評価は、上位よりS、A、B、C、Dをもって表示し、C以上を合格とする。

(単位の計算方法)

第35条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各項の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

(卒業の要件)

第 37 条 本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、別表第 1 に定めるところにより 124 単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第 38 条 前条の要件を満たした者には、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 39 条 前条により卒業した者には、教授会の審議を経て、学長が学士（教育学）の学位を授与する。

(資格の取得)

第 40 条 本学において取得することができる資格および免許状の種類は次のとおりとする。

子ども教育学科 小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、
保育士資格、認定心理士、社会福祉主事任用資格、
知的障害者福祉司任用資格

2 小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

3 幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

4 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の授業科目及び単位数並びに履修方法（平成 13 年厚生労働省告示第 198 号）の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

（授業科目名・単位数は別表第 2）

5 日本心理学会認定心理士の資格を得ようとする者は、社団法人日本心理学会が定める科目及び単位を履修しなければならない。

（授業科目名・単位数は別表第 3）

6 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、学則第 37 条の卒業要件を充足し、社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた授業科目および単位（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 153 号、社会福祉主事の資格に関する科目指定）を修得しなければならない。

7 知的障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、学則第 37 条の卒業要件を充足し、知的障害者福祉法第 14 条第 2 号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた授業科目および単位（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 153 号）を修得しなければならない。

(休学)

第41条 傷病その他やむを得ない事由で2ヵ月以上修学できない者は、保証人連署のうえ学長に休学を願い出、その許可を得なければならない。

2 前項の休学が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

4 休学の期間は、1年以内とし、特別な事由があると認められた場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。ただし、通算して4年を超えることはできない。

5 休学の期間は在学年数に加えない。

(復学)

第42条 休学期間満了のとはまたは休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第43条 他の大学に転学を希望する場合は、保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(留学)

第44条 外国の大学または短期大学に留学しようとする場合は、学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間は、教授会の審議を経て学長が認めた場合には第15条に定める修業年限に含めることができる。

(退学)

第45条 退学しようとする者は、その事由を記して保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

(1) 第16条に定める在学年限を超えた者

(2) 第41条第5号に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 無届のまま長期欠席した者

(4) 学納金等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

第10章 賞 罰

(表彰)

第47条 学生として表彰すべき行為があったときは、教授会の審議を経て、学長が

その者を表彰する。

(懲戒)

第48条 教育上必要があると認めた場合は、学生を、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 厚生保健

(健康管理)

第49条 学生は、定期的に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。

2 厚生並びに保健に関する施設およびその利用方法については、別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、長期履修学生、 特別聴講生、社会人学生および外国人留学生

(研究生)

第50条 本学において、専攻事項について研究しようとする者がいるときは、授業および研究に妨げのない限り、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第51条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで履修を希望する者がいるときは、当該科目の授業に支障がない限り、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第52条 第15条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者がいるときは、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が長期履修学生として入学を許可することがある。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第53条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が特別聴講生として履修を許可することがある。

2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(社会人学生)

第54条 社会人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が社会人学生として入学を許可することがある。

2 社会人学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第55条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第13章 入学検定料、入学金および学納金等

(入学検定料、入学金および学納金等)

第56条 入学検定料、入学金および学納金等の額は、別表第4のとおりとする。

2 入学金は、第21条第1項に規定する入学手続きを行うときに指定する期日までに納付しなければならない。

3 学納金は、毎年これを前期、後期の2回に分けて指定する期日までに納入しなければならない。

(学納金の免除、徴収の猶予または分納)

第57条 特別の事情があると認められたものについては、入学金、学納金等の全部または一部を免除し、徴収を猶予し、または分納を許可することがある。

(退学等の場合の学納金等)

第58条 前期または後期の途中において退学した者、転学した者または除籍された者は、当該学期の学納金等を全額納入しなければならない。

2 停学の場合は、その期間中の学納金を納入しなければならない。

(休学の場合の学納金等)

第59条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の学納金等を免除する。ただし、学期中途の場合、当該学期分の学納金等は納付しなければならない。

(復学の場合の学納金等)

第59条の2 学期の中途において復学した者は、復学した当該学期分の学納金等を復学した月の末日までに納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学納金等)

第59条の3 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該学期までの学納金等を納付するものとする。

(入学を辞退する場合の入学金)

第60条 入学手続き完了後入学を辞退する者の入学金については、これを還付しない。

第14章 公開講座

(公開講座)

第61条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 講座の内容に応じ、教授会の審議を経て、学長が受講者を第12章51条の科目等履修生に準ずる者とみなし、単位を与えることができる。

第15章 改正

(改正)

第62条 本学則の改正は、教授会の審議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得る。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成23年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成26年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

なお、現に在学する学生は、学則別表第1及び別表第3に関しては従前の学則とする。

この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (人間科学部子ども教育学科)

区分	科目名	授業形態	単位数			時間数	備考	
			必修	選択	自由			
基礎教育科目	入門ゼミ	基礎ゼミⅠ	演習	1		30	基礎教育科目より14単位以上	
		基礎ゼミⅡ	演習	1		30		
	基礎教養	言語表現の基礎	講義		2			30
		文章表現の技術	講義		2			30
		くらしと倫理学	講義		2			30
		くらしと日本文学	講義		2			30
		くらしと憲法	講義		2			30
		くらしと経済	講義		2			30
		社会を見る眼	講義		2			30
		社会教育を考える	講義		2			30
		生物学の探究	講義		2			30
		環境と生物を考える	講義		2			30
		人間と宇宙を考える	講義		2			30
	外国語	英語Ⅰ	演習		1			30
		英語Ⅱ	演習		1			30
		英語コミュニケーションⅠ	演習	1				30
		英語コミュニケーションⅡ	演習		1			30
		韓国語Ⅰ	演習		1			30
		韓国語Ⅱ	演習		1			30
		フランス語Ⅰ	演習		1			30
		フランス語Ⅱ	演習		1			30
	体育健	スポーツサイエンスⅠ	講義・実技	1				30
		スポーツサイエンスⅡ	講義・実技		1			30
	情報処理	情報科学	講義		2			30
		コンピュータ基礎演習	演習	1				30
		コンピュータ応用演習	演習		1			30
		マルチメディア演習	演習		1			30
専門教育科目	子どもの理解	幼児理解の理論と方法	講義		2	30	専門教育科目より22単位以上	
		発達心理学	講義	2		30		
		保育の心理学	演習		1	30		
		乳幼児心理学	講義		2	30		
		児童心理学	講義		2	30		
		子どもの保健ⅠA	講義		2	30		
		子どもの保健ⅠB	講義		2	30		
		子どもの保健Ⅱ	演習		1	30		
		子どもの食と栄養Ⅰ	演習		1	30		
		子どもの食と栄養Ⅱ	演習		1	30		

区分	科目名	授業形態	単位数			時間数	備考	
			必修	選択	自由			
専門教育科目	保育系	保育内容研究Ⅰ		1		30		
		保育内容研究Ⅱ		1		30		
		保育内容研究(健康Ⅰ)		1		30		
		保育内容研究(健康Ⅱ)		1		30		
		保育内容研究(人間関係Ⅰ)		1		30		
		保育内容研究(人間関係Ⅱ)		1		30		
		保育内容研究(環境Ⅰ)		1		30		
		保育内容研究(環境Ⅱ)		1		30		
		保育内容研究(言葉Ⅰ)		1		30		
		保育内容研究(言葉Ⅱ)		1		30		
		保育内容研究(表現Ⅰ)		1		30		
		保育内容研究(表現Ⅱ)		1		30		
		乳児保育Ⅰ		1		30		
		乳児保育Ⅱ		1		30		
		障害児保育Ⅰ		1		30		
		障害児保育Ⅱ		1		30		
		社会的養護Ⅰ	講義	2		30		
		社会的養護Ⅱ	講義	2		30		
	社会的養護内容Ⅰ	演習	1		30			
	社会的養護内容Ⅱ	演習	1		30			
	保育・教育の基礎	教育系	道徳		2			30
			国語Ⅰ(書写を含む)	講義	2			30
			国語Ⅱ	講義		2		30
			社会Ⅰ	講義		2		30
			社会Ⅱ	講義		2		30
			算数Ⅰ	講義		2		30
			算数Ⅱ	講義		2		30
			理科Ⅰ	講義		2		30
			理科Ⅱ	演習		1		30
			生活Ⅰ	講義		2		30
			生活Ⅱ	講義		2		30
			音楽Ⅰ	演習	1			30
			音楽Ⅱ	演習		1		30
			音楽Ⅲ	演習		1		30
			音楽特修ⅠA	演習		1		30
			音楽特修ⅠB	演習		1		30
音楽特修ⅠC			演習		1	30		
音楽特修ⅠD			演習		1	30		
音楽特修ⅡA	演習		1	30				
音楽特修ⅡB	演習		1	30				
音楽特修ⅡC	演習		1	30				

区分	科目名	授業形態	単位数			時間数	備考		
			必修	選択	自由				
専門教育科目	保育・教育の基礎	教育系	音楽特修ⅡD		1		30		
			音楽特修ⅢA		1		30		
			音楽特修ⅢB		1		30		
			図画工作Ⅰ		1		30		
			図画工作Ⅱ		1		30		
			アートセラピー		1		30		
			家庭Ⅰ	講義		2			30
			家庭Ⅱ	講義		2			30
			体育Ⅰ	演習		1			30
			体育Ⅱ	演習		1			30
			英語A	演習		1			30
			英語B	演習		1			30
			子どもの英語	演習		1			30
			保育・教育の理解	保育系	保育原理	講義			2
	保育指導法総論	講義				2			30
	児童家庭福祉	講義				2			30
	児童文化論	講義				2			30
	教育原理	講義			2				30
	教育課程総論	講義				2			30
	教育制度論	講義				2			30
	教職概論	講義				2			30
	保育者論	講義				2			30
	教育心理学	講義				2			30
	教育の方法と技術	講義				2			30
	教育系	国語科教育法A			演習		1		
		国語科教育法B		演習		1			30
		社会科教育法		講義		2			30
		算数科教育法A		演習		1			30
		算数科教育法B		演習		1			30
		理科教育法A		演習		1			30
		理科教育法B		演習		1			30
		生活科教育法		講義		2			30
		音楽科教育法		講義		2			30
図画工作科教育法		講義		2		30			
家庭科教育法		講義		2		30			
体育科教育法		講義		2		30			
道徳の指導法	講義		2		30				
特別活動の指導法	講義		2		30				
英語科教育法	講義		2		30				
生徒指導論	講義		2		30				

区分	科目名	授業形態	単位数			時間数	備考	
			必修	選択	自由			
専門発展科目	人間と心理学の理解	心理学A	講義	2		30	専門発展科目より16単位以上	
		心理学B	講義	2		30		
		知覚心理学	講義	2		30		
		学習心理学	講義	2		30		
		社会心理学	講義	2		30		
		心理統計学	講義	2		30		
		心理学基礎実験	実習		1			45
		心理学実験A	実習			1		45
		心理学実験B	実習			1		45
		心理検査法	講義	2				30
		心理検査法実習	実習		1			45
	子育て支援	臨床心理学	講義	2		30		
		子育て支援実践	演習		1		30	
		教育相談	講義	2		30		
		育児文化論	講義	2		30		
		家族心理学	講義	2		30		
		家庭支援論	講義	2		30		
		社会福祉	講義	2		30		
	相談援助	演習		1		30		
	地域社会の理解	地域社会論	講義	2		30		
		地域作りとその手法	演習		1		30	
		青少年問題と社会教育	講義	2		30		
		生涯学習概論	講義	2		30		
		地域社会史	講義	2		30		
		地域文化論	講義	2		30		
		地域と多文化	講義	2		30		
	保育・教育の実践	保育実習指導 I A	演習		1		30	
		保育実習指導 I B	演習		1		30	
		保育実習 I A	実習	2			90	
		保育実習 I B	実習	2			90	
		保育実習指導 II A	演習		1		30	どちらか一方を選択
		保育実習指導 II B	演習		1		30	
		保育実習 II A	実習	2			90	どちらか一方を選択
		保育実習 II B	実習	2			90	
		幼稚園教育実習指導 I	実習		1		45	
		幼稚園教育実習指導 II	演習		1		30	
小学校教育実習事前事後指導		実習		1		30		
幼稚園教育実習 I		実習	2			90		
幼稚園教育実習 II		実習	2			90		
教育臨床体験		実習	1			45		
小学校教育実習		実習	4			180		
保育・教職実践演習(幼稚園)		演習		2		30		
教職実践演習(小学校)		演習		2		30		

区分	科目名	授業形態	単位数			時間数	備考
			必修	選択	自由		
専門発展科目	保育・実践教育の	野外活動	演習・実習			1	30
		キャンプ概論	講義			1	15
		野外レクリエーション	演習			1	30
		野外活動ボランティア	実習			1	45
	保育・教育研究	小学校指導案研究	演習		1		30
		心理学研究法	講義		2		30
		幼小連携総論	講義		2		30
		課題研究	演習	2			30
		卒業研究	演習	8			120
	キャリア支援	キャリア演習A	演習		1		30
		キャリア演習B	演習		1		30
		キャリア演習C	演習		1		30
	リメデイアル科目	国語を知る	演習			1	30
数学を知る		演習			1	30	
理科を知る		演習			1	30	
社会を知る		演習			1	30	

必修科目 : 基礎教育科目5科目5単位、専門教育科目4科目7単位、専門発展科目2科目10単位
(合計22単位)

選択必修科目 : 基礎教育科目 (基礎教養) 4単位以上、
(合計24単位) 専門教育科目 (子どもの理解) 2単位以上、
専門教育科目 (保育・教育の基礎 保育系) 4単位以上、
専門教育科目 (保育・教育の基礎 教育系) 4単位以上、
専門教育科目 (保育・教育の理解 保育系) 2単位以上、
専門教育科目 (保育・教育の理解 教育系) 2単位以上、
専門発展科目 (人間と心理学の理解) 2単位以上、
専門発展科目 (子育て支援) 2単位以上、
専門発展科目 (地域社会の理解) 2単位以上、

卒業要件 : 基礎教育科目14単位以上 (含 必修:5単位、選択必修:4単位以上)
専門教育科目22単位以上 (含 必修:7単位、選択必修:14単位以上)
専門発展科目16単位以上 (含 必修:10単位、選択必修:6単位以上)
必修・選択必修科目52単位以上を取得し、かつ基礎教育科目、専門教育科目、専門発展科目から合わせて72単位以上、総計124単位以上を取得すること。

別表第2 (保育士)

区分	系列	教科目	指定授業形態	指定単位数	教科目名	授業形態	単位数	時間数	備考		
告示による教科目	教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6単位以上	基礎ゼミⅠ	演習	1	30	外国語、体育以外の科目から6単位以上		
					基礎ゼミⅡ	演習	1	30			
					コンピュータ基礎演習	演習	1	30			
					国語Ⅰ(書写を含む)	講義	2	30			
					言語表現の基礎	講義	2	30			
					社会教育を考える	講義	2	30			
		暮らしと経済	講義	2	30						
		外国語	演習	2単位以上	英語コミュニケーションⅠ	演習	1	30		2単位	
					英語コミュニケーションⅡ	演習	1	30			
		体育	講義	1	スポーツサイエンスⅠ	講義・実技	1	30			
実技	1		スポーツサイエンスⅡ	講義・実技	1	30					
告示別表第1による教科目	目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30	告示別表第1による教科目52単位		
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30			
		児童家庭福祉	講義	2	児童家庭福祉	講義	2	30			
		社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	30			
		相談援助	演習	1	相談援助	演習	1	30			
		社会的養護	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	30			
		保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	30			
	理解の対象に関する科目	保育の心理学Ⅰ	講義	2	発達心理学	講義	2	30			
		保育の心理学Ⅱ	演習	1	保育の心理学	演習	1	30			
		子どもの保健Ⅰ	講義	4	子どもの保健ⅠA	講義	2	30			
			子どもの保健ⅠB	講義	2	30					
		子どもの保健Ⅱ	演習	1	子どもの保健Ⅱ	演習	1	30			
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	30			
			子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1	30					
		家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2	30			
		保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	講義	2	教育課程総論	講義	2		30	
			保育内容総論	演習	1	保育内容研究Ⅰ	演習	1		30	
	保育内容研究Ⅱ			演習	1	30					
	保育内容演習		演習	5	保育内容研究(健康Ⅰ)	演習	1	30			
					保育内容研究(人間関係Ⅰ)	演習	1	30			
					保育内容研究(環境Ⅰ)	演習	1	30			
					保育内容研究(言葉Ⅰ)	演習	1	30			
	保育内容研究(表現Ⅰ)		演習	1	30						
	乳児保育		演習	2	乳児保育Ⅰ	演習	1	30			
					乳児保育Ⅱ	演習	1	30			
	障害児保育		演習	2	障害児保育Ⅰ	演習	1	30			
					障害児保育Ⅱ	演習	1	30			
	社会的養護内容		演習	1	社会的養護内容Ⅰ	演習	1	30			
	保育相談支援	演習	1	子育て支援実践	演習	1	30				
	表現技術	演習	4	音楽Ⅰ	演習	1	30				
				音楽Ⅱ	演習	1	30				
				図画工作Ⅰ	演習	1	30				
				体育Ⅰ	演習	1	30				
	保育実習	保育実習	実習	4	保育実習ⅠA	実習	2	90			
					保育実習ⅠB	実習	2	90			
		保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導ⅠA	演習	1	30			
					保育実習指導ⅠB	演習	1	30			
	演習総合	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2	30			
	告示別表第2による教科目	保育の本質・目的に関する科目			15単位以上	社会的養護Ⅱ	講義	2		30	6単位以上
		保育の対象の理解に関する科目				乳幼児心理学	講義	2		30	
						児童心理学	講義	2		30	
		保育の内容・方法に関する科目				児童文化論	講義	2		30	
						社会的養護内容Ⅱ	演習	1		30	
						保育内容研究(健康Ⅱ)	演習	1		30	
						保育内容研究(人間関係Ⅱ)	演習	1		30	
						保育内容研究(環境Ⅱ)	演習	1		30	
						保育内容研究(言葉Ⅱ)	演習	1		30	
保育内容研究(表現Ⅱ)						演習	1	30			
保育の表現技術			音楽Ⅲ	演習		1	30				
			図画工作Ⅱ	演習		1	30				
			体育Ⅱ	演習		1	30				
保育実習		実習	2	保育実習ⅡA		実習	2	90	どちらか一方を選択		
				保育実習ⅡB		実習	2	90			
				保育実習指導ⅡA		演習	1	30			
				保育実習指導ⅡB		演習	1	30		どちらか一方を選択	

別表第3 (認定心理士)

領域		科目名	授業形態	単位	時間	基本	副次	備考
12単位	A	心理学概論	心理学A	講義	2	30	○	4単位
			心理学B	講義	2	30	○	
	B	心理学研究法	心理統計学	講義	2	30	○	4単位
			心理検査法	講義	2	30	○	
			心理学研究法	講義	2	30	○	
	C	心理学実験・実習	心理学基礎実験	実習	1	45	○	4単位
			心理学実験A	実習	1	45	○	
			心理学実験B	実習	1	45	○	
心理検査法実習			実習	1	45	○		
16単位	D	知覚・学習心理学	知覚心理学	講義	2	30	○	4単位
			学習心理学	講義	2	30	○	
	F	教育・発達心理学	発達心理学	講義	2	30	○	4単位
			乳幼児心理学	講義	2	30	○	
			児童心理学	講義	2	30	○	
			教育心理学	講義	2	30	○	
	G	臨床・人格心理学	臨床心理学	講義	2	30	○	4単位
			教育相談	講義	2	30	○	
	H	社会・産業心理学	社会心理学	講義	2	30	○	4単位
			家族心理学	講義	2	30	○	
8単位	I	その他	卒業研究	演習	8	120		
			A～H領域科目					

別表第4

1. 入学検定料

30,000円

ただし、大学入試センター試験を利用した場合 15,000円

2. 入学金

280,000円

納付期限は、合格発表の日から本学の指定する入学手続完了日時までとする。

3. 学納金

項目	授業料	教育充実費	施設拡充費	実験実習費	合計
前期	350,000円	71,000円	62,500円	25,000円	508,500円
後期	350,000円	71,000円	62,500円	25,000円	508,500円

(1) 学納金（授業料、教育充実費、施設拡充費、実験実習費）の年額を前期と後期の2期に分納する。
なお、入学年度の学納金額は卒業年度まで据え置きとする。

(2) 納付期限

前期分	4月1日～4月20日まで
後期分	10月1日～10月20日まで

4. 納付期限にかかわらず、再入学・転入学・復学の場合の入学金及び学納金の納付期限は、本学が別に指定する手続完了日までとする。